警察連携の基本的な対応

学校安全課

※年度当初その他適当な機会に，児童生徒・保護者に警察への情報提供について周知

学　　校

問題行動等の発生

○　犯罪行為，触法行為のうち，緊急を要する状況であるもの
①　被害の程度が重篤である
②　行為が極めて悪質である
③　加害者の興奮が収まらず，他者に危害が及ぶ危険性がある
（例　深刻な暴力，刃物を使った傷害等）

○　緊急を要する状況ではないが，以前にも同様の行為を行っており，加害者・保護者に「被害届提出」を通告している場合

○　その他の非行行為等
・　ぐ犯行為
・　継続的な不良行為
・　いじめ
・　性の逸脱行為
・　複数の学校の児童生徒や非行集団・不良グループが関係した問題行動　等

○　居所不明（７日以上）

○　児童虐待のおそれ

・学校内での指導
・保護者（家庭），地域と連携して指導
・警察以外の関係機関と連携して指導

指導してもなお解決が図られない

校長が警察署と連携して継続的な指導をすることが必要であると認めた場合

教育委員会と協議
（呉市個人情報保護条例第１０条に該当するかを教育委員会が判断）

警察に通報

警察に連絡
（居所不明，児童虐待のおそれの場合はこども家庭相談課にも連絡）

教育委員会に報告